

8月13日

申3号 「客室及び乗務員室への防犯カメラの設置について」 に関する緊急申し入れを行う!

7月3日、「客室及び乗務員室への防犯カメラの設置について」が各職場に掲示され、同日「鉄道車両内におけるさらなるセキュリティ向上について」というプレス発表がされました。東京地本に対して、何も説明もなく一方的に進めるやり方であるばかりか、乗務員室内のカメラ設置は「安全・安定輸送」を担う組合員に対し過度なプレッシャーを与え、安全が損なわれる恐れがあるものについては、断じて認めることはできません。

乗務員職場の組合員からは、乗務員室にカメラが設置されることについて「本当に防犯が目的なのか」「詰所以外にも見張られるのか」「見張られている緊張感から安全に支障をきたすのでないか」など多くの不安と怒りの声、会社の行動に疑問を感じる声が多く寄せられています。

厚生労働省の「労働者の個人情報保護に関する行動指針」では、ビデオ等によるモニタリングを行う場合につき、労働者に対し、実施理由、実施時間帯、収集される情報内容等を事前に通知するとともに、個人情報の保護に関する権利を侵害しないよう配慮することが原則とされていますが、現場では掲示に張り出されるのみで、組合員への会社からの具体的な説明は一切されていません。また、掲示の内容では、乗務員室の防犯カメラ設置について、乗務員室の凹み、車両搭載品の紛失など看過することのできない事象が数多く発生しているとしていますが、その詳細や状況など明らかになっておらず、防犯を目的としたカメラ設置はあまりにも短絡的な考え方であり、乗務員への配慮が全くといって感じられず、人権および個人のプライバシーの侵害といわざるを得ません。

したがって、安全を使命とする乗務員に対して、「安全・健康・ゆとり・働きがい」を持って働ける環境を守るため、下記の通り申し入れますので真摯な議論をお願いします。

記

1. 乗務員室への防犯カメラ設置の目的と使用方法を明らかにすること。
2. 乗務員室への防犯カメラの設置は、乗務員への不安感や精神的な圧迫、苦痛を与え、安全輸送に支障をきたすことから、現在試行されている防犯カメラの撤去および今後の設置は行わないこと。

**東京地本は組合員の声を受け止め、安全・健康・ゆとり・働きがいを
持てる環境を守るために団体交渉に臨みます!**